

証券コード 9222

2025年6月4日

(電子提供措置開始日 2025年6月4日)

株 主 各 位

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号
ディーグランツ仙台ビル5階
株式会社 manaby
代表取締役社長 岡崎 衛

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下 URL にアクセスのうえ、「IR 情報」より「IR ニュース」を選択いただき、ご確認くださいようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://manaby.co.jp/>



電子提供措置事項は、インターネット上の上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。上記ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、返信用封筒にて2025年6月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時00分
2. 場 所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号 ディーグランツ仙台ビル5階
株式会社 manaby 本社 会議室

3. 目的事項

報告事項

第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容報告の件

決議事項

第1号議案 第9期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類承認の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項に基づき、当社第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類のご承認をお願いするものであります。議案の内容につきましては、3頁から24頁までに記載のとおりであります。

なお、当社取締役会は、第9期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。また、監査役の見解は、25頁の監査報告書に記載のとおりであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本株主総会をもちまして任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おかざき まもる 岡崎 衛 (1987年4月9日生)	2016年 当社設立、代表取締役に就任、現在に至る	840,800株
2	かわかみ しんいち 川上 真一 (1974年7月23日生)	1997年 株式会社フジ・コーポレーション 入社 2002年 今野正男税理士事務所 入所 2003年 株式会社三澤経営センター 入社 2004年 株式会社時空 取締役 CFO 就任 2011年 株式会社アベレージ・アップ 代表取締役 2012年 株式会社 JMP 代表取締役 2013年 株式会社 JMP データメンテナンス 代表取締役 2025年 当社取締役経営管理部部長に就任、現在に至る	一株
3	なかまた ひろゆき 中俣 博之 (1984年10月3日生)	2008年 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年 株式会社 LITALICO 取締役 2015年 株式会社ライトマップ取締役（現任） 2018年 株式会社フロムスクラッチ社外取締役（現任） 2019年 株式会社 START 代表取締役（現任） 2020年 SHOWROOM 株式会社社外取締役（現任） 2020年 株式会社 SuppleX 代表取締役（現任） 2020年 株式会社ギブリー社外取締役（現任） 2020年 株式会社ハートネーション代表取締役（現任） 2021年 当社社外取締役に就任、現在に至る	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中俣博之氏は、社外取締役候補者であります。

3. 中俣博之氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 中俣博之氏は、株式会社ディー・エヌ・エーにおいて新規事業開発、国内外の提携・M&A 案件、海外支社における経営企画・戦略立案など、幅広い業務を経験され、帰国後はゲーム開発部門の責任者として組織運営にも従事されました。その後、株式会社LITALICOにおいて経営に参画し、2014年より同社の取締役として、事業戦略および企業成長を牽引されております。このような多様な業界・業務にわたる経験と実績は、当社の企業価値向上やガバナンス体制の強化に資するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。中俣博之氏は、会社法および当社の定める基準に基づき、独立役員として適格であると判断しております。
5. 中俣博之氏が取締役の再任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役全員（2名）は、本株主総会をもちまして任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、現在の当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	篠田 耕太郎 (1957年3月31日生)	1980年 王子工営株式会社入社 1982年 王子製紙株式会社入社 2010年 王子エンジニアリング株式会社常務取締役 2012年 王子ネピア株式会社常務取締役 2017年 王子製紙株式会社執行役員 2020年 王子マテリア株式会社常勤監査役 2021年 王子ネピア株式会社非常勤監査役兼務 2022年 王子ネピア株式会社顧問 2022年 川之江造機株式会社顧問 2022年 JK コーポレートプランニング株式会社顧問（現任）	一株

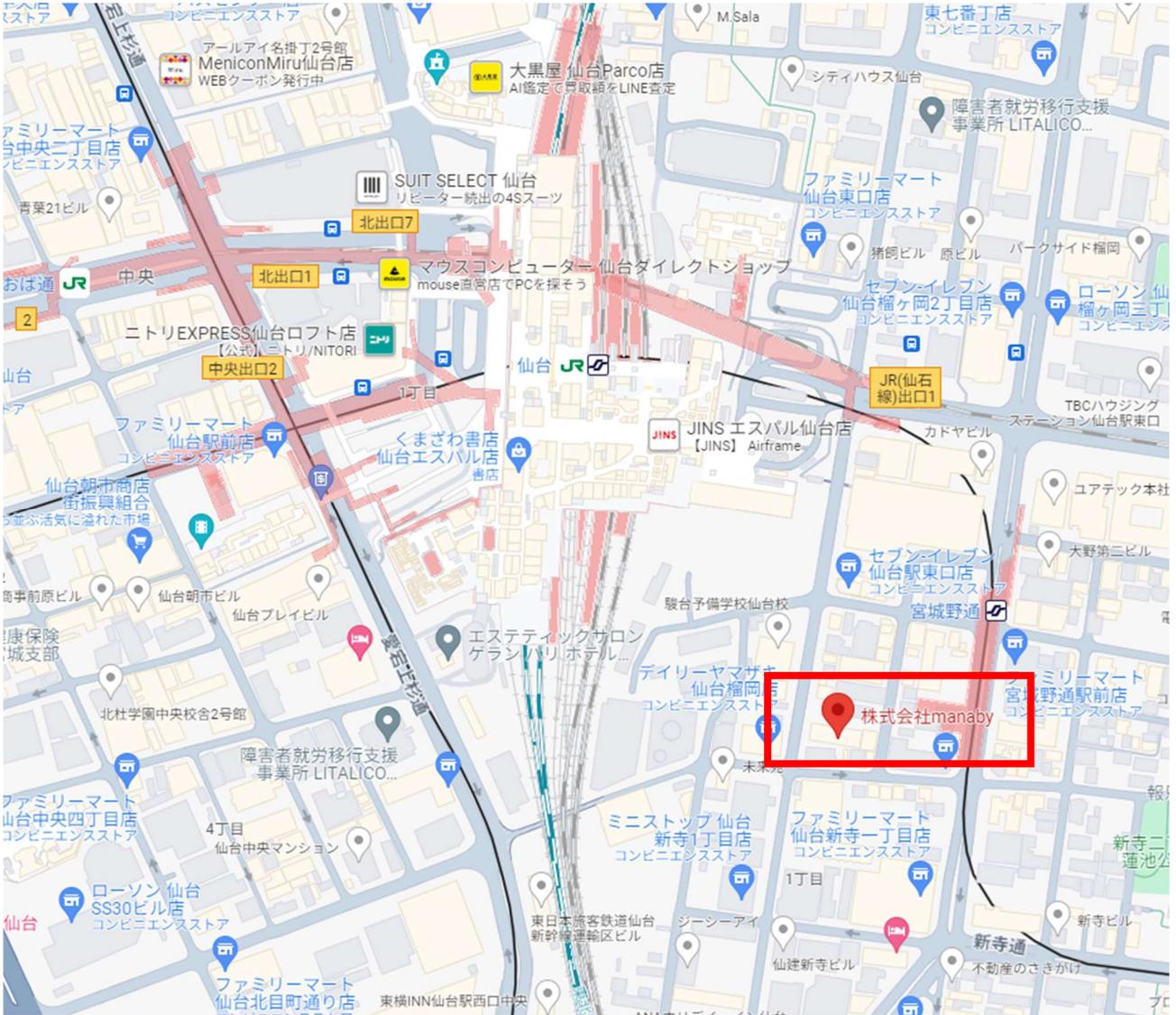
		2024年 当社常勤監査役に就任、現在に至る 2024年 川之江造機株式会社非常勤監査役（現任）	
2	神先孝裕 (1986年12月25日生)	2013年 Kepple 会計事務所設立 2015年 Kepple 株式会社代表取締役（現任） 2017年 株式会社ジモティー社外監査役（現任） 2018年 ケップルアフリカベンチャーズ代表取締役（現任） 2020年 当社社外監査役に就任、現在に至る 2023年 今治. 夢スポーツ社外取締役（現任） 2023年 株式会社ケップルグループ代表取締役（現任）	一株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 神先孝裕氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 神先孝裕氏は、現在、当社の社外監査役であります。在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 4. 神先孝裕氏は、法政大学法学部卒業後、公認会計士試験に合格し、有限責任あずさ監査法人にて監査業務に従事されました。その後、スタートアップ支援に特化した Kepple 会計事務所を設立し、経理支援にとどまらず、資本政策や事業計画の策定など、創業期企業に必要な幅広い管理業務を支援されてきました。さらに、株式会社ケップルを設立し、スタートアップと投資家を結ぶ事業を展開する中で、未上場株管理ツール「FUNDBOARD」のリリースや、大手企業との資本業務提携を実現するなど、経営者としても高い実績を有しております。こうした会計・監査の専門性に加え、成長企業の内部管理体制に精通した知見は、当社の監査体制の強化に大きく寄与するものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
 5. 神先孝裕氏が監査役の新任が承認された場合、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第 430 条の 3 第 1 項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。（ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目6番30号 ディーグラント仙台ビル5階
株式会社 manaby 本社 会議室



会場最寄り駅 JR「仙台駅」東口より徒歩5分

仙台市営地下鉄東西線「宮城野通駅」より徒歩4分

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に社会経済活動の正常化が進みました。個人消費も持ち直し傾向となる等、緩やかな回復基調で推移しましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の悪化、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加え、物価上昇や外国為替の不安定さによる警戒感も相俟って先行きは依然として不透明な状況で推移しました。一方で、当社の属する障害福祉サービス業界では、民間企業に雇用されている障害者数が2024年12月時点で67.7万人（対前年差3万5,283.5人増加、対前年5.5%増加）、実雇用率は2.41%（対前年比0.08ポイント増加）と、いずれも21年連続で過去最高となっております。企業規模別にみても、雇用されている障害者の数は、43.5人～100人未満規模企業で73,317.5人（前年は70,302.5人）、100～300人未満で124,637.0人（同122,195.0人）、300～500人未満で57,178.5人（同54,084.5人）、500～1,000人未満で76,515.5人（同73,435.5人）、1,000人以上で340,850.5人（同322,160.5人）と全ての企業規模で前年より増加しております（厚生労働省「令和6年障害者雇用状況の集計結果」）。さらには、障害者雇用促進法に基づき設定することとされている障害者雇用率が2024年度から2.5%、2026年度の7月から2.7%と段階的に引き上げられ、引き続き、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれております。

このような環境のもと、当社は就労支援事業を中心に、既存事業所での支援サービス品質の向上及び利用促進等の活動を行うとともに、2024年11月に株式会社スタンディの就労移行支援事業である「manaby山形事業所」を譲り受け、直営事業所にすることにより、当社の就労支援事業における東北エリアでのサービス提供範囲の拡大及び本件事業に所属する就労移行支援のノウハウを有する人材の承継を行いました。また、既存事業所での利用促進等の活動を進めるとともに、事業拡大を見据えた人材育成・能力開発のための研修を実施し組織基盤の強化も推進してまいりました。さらに2024年12月に放課後等デイサービス事業所である「manabyCampus 柴田」直営事業所をオープンし、従来のサービスと異なる年齢層へのサービス提供を強化いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,021,065千円（前年度18.2%増）、営業損失18,653千円（前年度は17,406千円の営業利益）、経常損失19,627千円（前年度は16,690千円の経常利益）、当期純損失16,774千円（前年度は8,127千円の当期純利益）となりました。

なお、当社は、就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達状況

当事業年度につきましては、今後開所予定の新規事業所の開所資金及び関連する諸費用として、長期借入金 140,000 千円を金融機関より調達いたしました。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社におきましては、以下 4 点を対処すべき課題として認識しております。

① 就労支援事業における提供サービスの質の向上

当社の就労支援事業においては、慢性的な人材不足や全般的なボーダーレス社会の浸透を背景として、雇用主サイドの採用ニーズ、利用者サイドの就労ニーズが相互に拡大しており、対応する人材スキルの高度化及び多様化も進んでおります。これに対応するためには、提供サービスの品質の維持向上が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、e ラーニングコンテンツの改善・拡充、社外専門家による支援スタッフへの助言機会の確保、研修制度の充実等を継続的に実施してまいります。

② 人材確保と人材育成

当社の就労支援事業は、お客様や利用者に対する直接的なサービス提供が主であることから、当社の事業運営にあたっては、優秀な人材の確保、育成及び定着が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、多様なキャリアパスや働き方を推奨する人事・労務制度の整備、新卒採用の積極化、人材育成と能力開発のための研修の実施、システムの活用等による業務負担の軽減、長時間労働防止施策の徹底、従業員専用相談窓口の活用等を継続的に実施してまいります。

③ 関係法令の遵守

当社の就労支援事業は、公的制度に基づいたサービス提供がほとんどであり、事業運営においては障害者総合支援法をはじめとした関係法令の遵守が前提となっていることから、コンプライアンス体制の整備・強化が重要課題であると認識しております。

これに対する当社の施策として、法改正等の最新動向の把握、コンプライアンス研修の実施、内部監査や監査役監査での法令遵守状況の確認等、多様なコンプライアンス活動の推進に継続的に取り組んでまいります。

④ 収益源の多角化

当社の報告セグメントは就労支援事業の単一セグメントであり、当該事業のほとんどは障害者総合支援法等の法制度に依拠しているため、多角的な事業ポートフォリオの構築が当社の中長期的な経営課題であると認識しております。

そのため、当社は今後、当社の事業ドメインにおける新規事業の拡大、就労支援事業におけるコンサルティング業務や M&A 等による収益源の多角化に積極的に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第6期 (2022年3月期)	第7期 (2023年3月期)	第8期 (2024年3月期)	第9期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高	557,931	658,945	863,900	1,021,065
経常利益又は 経常損失(△)	△10,098	△78,957	16,690	△19,627
当期純利益又は 当期純損失(△)	△9,144	△52,966	8,127	△16,774
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△5.82	△33.71	5.17	△10.68
総資産額	828,839	721,407	723,329	790,017
純資産額	118,773	65,806	73,934	57,159
1株当たり純資産(円)	75.60	41.88	47.06	36.38

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所及び就労継続支援 B 型事業所の運営を主軸とした就労支援事業並びに児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業

(9) 主要な営業所(2025年3月31日現在)

仙台本社	宮城県仙台市
------	--------

(10) 従業員の状況(2025年3月31日現在)

従業員数(名)	前年度末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
178	11名増加	35.90	2.45

(注) 1. 上記のほか、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員は8.2人であります。
2. 当社は就労支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
独立行政法人福祉医療機構	337,000
株式会社七十七銀行	213,853
株式会社青森みちのく銀行	47,986

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 6,284,000 株

(2) 発行済株式の総数 1,571,000 株

(3) 株主数 25 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
岡崎 衛	840,800	53.52
株式会社ユニークアイ	350,000	22.27
株式会社としすみ	96,000	6.11
AHC グループ株式会社	50,000	3.18
ユニマック株式会社	50,000	3.18
株式会社 SEKAISHA	32,000	2.03
菊地 元太	30,000	1.90
齋 善晴	17,500	1.11
株式会社グローアップ	15,400	0.98
坂本 眞一郎	13,000	0.82

(注) 株式会社ユニークアイは、当社代表取締役社長である岡崎衛の資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において取締役及び監査役が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)	第2回新株予約権 (ストック・オプションとしての 新株予約権)
新株予約権の数(個)	5,000	80
保有者数 当社社外取締役	1名	1名
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる 株式の数(株)	5,000	8,000
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1,000	1,300
新株予約権の行使期間	自 2023年2月20日 至 2031年2月19日	自 2025年6月29日 至 2033年6月28日
新株予約権の 主な行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時まで禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。</p> <p>②新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時まで禁固以上の刑に処されていないこと、及び所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。</p> <p>②新株予約権者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。</p> <p>④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p>

	<p>⑤新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間の制限に加え、本新株予約権の割当決議日から2年を経過した日、または、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能日」という。）から権利行使できるものとする。</p> <p>⑥新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち、1個未満の部分については切り上げるものとする。）を超える新株予約権については行使できないものとする。</p> <p>1) 権利行使可能日から権利行使可能日から1年を経過する日まで 50%</p> <p>2) 権利行使可能日から1年を経過した日から権利行使可能日から2年を経過する日まで 80%</p> <p>3) 権利行使可能日から2年を経過した日以降 100%</p>	<p>⑤新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間の制限に加え、本新株予約権の割当決議日から2年を経過した日、または、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日（以下「権利行使可能日」という。）から権利行使できるものとする。</p> <p>⑥新株予約権者は、次の各号に掲げる期間においては、割り当てられた新株予約権の数に当該各号に掲げる割合を乗じた数（ただし、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち、1個未満の部分については切り上げるものとする。）を超える新株予約権については行使できないものとする。</p> <p>1) 権利行使可能日から権利行使可能日から1年を経過する日まで 50%</p> <p>2) 権利行使可能日から1年を経過した日から権利行使可能日から2年を経過する日まで 80%</p> <p>3) 権利行使可能日から2年を経過した日以降 100%</p>
--	--	--

(2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当領域	重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡崎 衛	営業部門	—
取締役経営管理部 部長	川上 真一	コーポレート部門	—
取締役	中俣 博之	—	株式会社 START 代表取締役
監査役	篠田 耕太郎	—	—
監査役	神先 孝裕	—	株式会社ケップル代表取締役

- (注) 1. 取締役中俣博之は、社外取締役であります。
 2. 監査役神先孝裕は、社外監査役であります。
 3. 監査役神先孝裕は、公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った場合には補償の対象とならないこととしております。
 5. 当社は、定款の定めにより、社外役員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(2) 事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	27,880千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	7,740千円 (3,240千円)
合計 (うち社外役員)	5名 (2名)	35,620千円 (6,840千円)

- (注) 1. 使用人兼務役員はおりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の定時株主総会において年額42,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち社外取締役1名）であります。
 3. 監査役の報酬限度額は、2024年6月28日開催の定時株主総会において年額9,600千円以内と決

議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち社外取締役1名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、(1) 取締役及び監査役の氏名等に記載の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中俣 博之	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 20 回に出席しております。長年にわたる会社役員としての豊富な経験と高い知識を有しており、総合的な観点及び企業経営者としての見地から意見や助言を述べている等、社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。
社外監査役	神先 孝裕	当事業年度に開催された取締役会 20 回のうち 20 回に出席しております。取締役会において、公認会計士としての経歴を有しており財務・会計に関する知識、会社経営に関する豊富な経験と高い知識に基づく見地から、取締役の職務執行をモニタリングするほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見や助言を述べているほか、有効かつ適正な監査を実施しております。また、内部監査担当とも定期的に情報交換を行っております。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し、内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

以 上

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	623,398	流動負債	219,224
現金及び預金	423,325	買掛金	5,262
売掛金	180,916	1年内返済予定の長期借入金	89,044
前払費用	16,714	リース債務	705
未収還付法人税等	32	未払金	11,900
その他	2,410	未払費用	61,012
固定資産	166,619	未払法人税等	3,943
有形固定資産	10,805	契約負債	25,032
建物附属設備	4,922	賞与引当金	13,006
構築物	90	その他	9,317
車両運搬具	174	固定負債	513,633
工具、器具及び備品	3,448	長期借入金	510,795
リース資産	2,169	リース債務	1,801
無形固定資産	56,814	その他	1,036
ソフトウェア	9,948	負債合計	732,857
のれん	46,865	(純資産の部)	
投資その他の資産	98,999	株主資本	57,159
敷金	30,326	資本金	66,440
繰延税金資産	63,045	資本剰余金	50,300
その他	5,627	資本準備金	50,300
		利益剰余金	△59,580
		繰越利益剰余金	△59,580
		純資産合計	57,159
資産合計	790,017	負債・純資産合計	790,017

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,021,065
売上原価		798,181
売上総利益		222,883
販売費及び一般管理費		241,537
営業損失		18,653
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	209	
助成金収入	653	
ポイント還元収入	498	
雑収入	154	1,515
営業外費用		
支払利息	2,486	
雑損失	2	2,489
経常損失		19,627
特別利益		
補助金収入	5,651	5,651
税引前当期純損失		13,976
法人税、住民税及び事業税	4,483	
法人税等調整額	△1,684	2,798
当期純損失		16,774

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	66,440	50,300	50,300	△42,806	△42,806	73,934	73,934
当期変動額							
当期純損失 (△)				△16,774	△16,774	△16,774	△16,774
当期変動額合計	—	—	—	△16,774	△16,774	△16,774	△16,774
当期末残高	66,440	50,300	50,300	△59,580	△59,580	57,159	57,159

個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年（社内利用可能期間）

のれん 5～7年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日公表分）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日公表分）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、就労移行支援事業所の運営等による支援サービスの提供、フランチャイズ（CSP）加盟法人に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

支援サービスの提供による収益は、契約等に基づき顧客へサービスを提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、CSP加盟法人に対するFC権の付与により受領した収入（CSP加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。CSP加盟契約締結時にCSP加盟法人から受領するCSP加盟金は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該CSP加盟契約の契約期間の経過に従って収益を認識しております。CSPロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産

- 1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 63,045 千円

- 2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額10,622 千円

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 2.2%、当事業年度 1.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 97.8%、当事業年度 98.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

役員報酬	35,620	(単位：千円)
給料及び手当	27,484	
賞与引当金繰入	3,810	
外注費	10,674	
租税公課	27,798	
支払報酬料	19,674	
システム利用料	36,413	
減価償却費	408	
のれん償却費	10,219	

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式	1,571,000	—	—	1,571,000
合計	1,571,000	—	—	1,571,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (千円)
		当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
第1回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約 権)	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権(ストック・ オプションとしての新株予約 権)(注)1, 2	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第2回新株予約権の付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。当事業年度末における本源的価値(付与日における本源的価値)は0円であり、当事業年度末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来してありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：千円)
賞与引当金	4,493	
資産除去債務	4,071	
繰延資産	631	
税務上の繰越欠損金	29,882	
その他	28,039	
繰延税金資産小計	67,116	
評価性引当額	△4,071	
繰延税金資産合計	63,045	
繰延税金負債		
未収事業税	—	
繰延税金負債合計	—	
繰延税金資産の純額	63,045	

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1 リース資産の内容

主に事務機器等であります。

2 リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年内	4,261	5,414
1年超	23,087	25,592

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の賃借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利の契約であるため、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権は売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額(a) (千円)	時価(b) (千円)	差額 (b)-(a) (千円)
敷金	30,326	26,136	△4,189
資産計	30,326	26,136	△4,189
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む。)	599,839	573,303	△26,535
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む。)	2,506	2,590	△83
負債計	602,345	575,893	△26,451

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	89,044	85,092	78,425	69,766	55,107	222,405
リース債務	705	728	752	320	—	—
合計	89,749	85,820	79,177	70,086	55,107	222,045

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	26,136	—	26,136
資産計	—	26,136	—	26,136
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む。）	—	573,303	—	573,303
リース債務 （1年内返済予定のリース債務を含む。）	—	2,590	—	2,590
負債計	—	575,893	—	575,893

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価については、過去の実績等から見積もった平均貸借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務を含む。）

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 36円38銭

1株当たり当期純損失 △10円68銭

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月30日

株式会社 manaby

常勤監査役 篠田 耕太郎 ㊞

社外監査役 神先 孝裕 ㊞

以 上